

令和6年度九州大学大学院法学府
修士課程入学試験問題（秋季）

労働法

- 1 以下の事例を読んで、(1) と (2) の設問について論じなさい。根拠となる条文がある場合は、明記すること。

【事例】

Xは、運送会社のY社と労働契約を締結し、トラックの運転手として配送業務に従事していた。Xは、就業時間中に配送業務でY社の車両を運転していたときに、交通事故により第三者Aを死亡させた。Xは、自動車運転過失致死の罪名で、禁固1年、執行猶予3年の判決を受け、同判決は確定した。Y社は、就業規則の懲戒事由である「犯罪行為等により会社の名誉信用を著しく損なったとき」に該当するとして、Xを懲戒解雇処分とした（本件解雇）。また、就業規則には、「懲戒解雇の場合には退職金を支給しない」との規定があり、Y社は、同規定に基づき、Xに退職金を支給しなかった（本件不支給）。そして、Aの妻であるBは、Aの死亡につき損害賠償請求を行い、Y社がBに2000万円を支払うことで和解が成立した。

- (1) Y社は、Xに対して、Y社がBに支払った損害賠償金を請求した。Y社の請求は認められるか。考慮すべき事情など、この争点について論じなさい。
- (2) Xは、主位的に本件解雇は無効であると主張し、予備的に本件解雇が有効であるとしても本件不支給は違法であると主張して、Y社を被告として民事訴訟を提起した。本件解雇の有効性を論じなさい。また、仮に本件解雇が有効な場合、本件不支給の適法性について論じなさい。

(50点)

- 2 団体交渉に関する(1)～(4)の設問について論じなさい。根拠となる条文がある場合は、明記すること。

- (1) 義務的団交事項の範囲について、具体例を挙げつつ、説明しなさい。
- (2) 使用者の団交応諾義務の内容について、具体例を挙げつつ、説明しなさい。
- (3) 団体交渉に関して、労働組合法上の「使用者」について、具体例を挙げつつ、説明しなさい。
- (4) 使用者に団交を拒否された場合、労働組合は、いかなる機関にどのような救済を求めることができるか。具体的な機関とその機関に対する具体的な救済内容を示しつつ、説明しなさい。

(50点)